

第 2 期消費者基本計画における消費者教育に係る骨子（案）

第 1 期計画

2 消費者の自立の支援等**(1) 消費者啓発の推進**

- ①情報提供の推進
- ②地域、関係団体等との連携
- ③高齢者、障がい者、若年者等に対する啓発の推進
- ④環境に配慮した活動の推進

(2) 消費者教育の推進

- ①学習機会の拡充
- ②消費者教育の内容の充実

第 2 期計画

2 消費者の自立の支援等**1 消費者教育の推進の意義**

- (1) 消費者を取り巻く現状と課題
- (2) 消費者教育の意義
 - ・消費者教育の定義と必要性

2 消費者教育の推進の基本的な方向**(1) 体系的推進のための取組の方向**

- ①各ライフステージでの体系的な実施
 - ・幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な実施
- ②消費者の年齢、性別、障がいのある方等への配慮
- ③学校、地域、家庭、職域等の様々な場への配慮

(2) 各主体の役割と連携

- ①消費者行政と教育行政等との連携
 - ・消費生活センターと教育委員会・福祉部局等との連携
- ②各主体との連携
 - ・消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、その他関係団体との連携

3 消費者教育の推進の内容**(1) 様々な場における消費者教育**

- ①小学校・中学校等における消費者教育の推進
(取組例)

- ・小・中学校における消費者教育の充実
- ・担当教員に対する研修の実施
- ・消費者教育用教材の充実 等

- ②大学等における消費者教育の推進
(取組例)

- ・出前講座の実施
- ・消費生活関連情報の提供 等

- ③地域社会における消費者教育の推進
(取組例)

- ・講座・講演会の開催など学習機会の提供
- ・見守り実施主体との連携
- ・ネットワークの構築 等

- ④家庭における消費者教育の推進
(取組例)

- 保護者に対する情報提供（事故防止の注意喚起等）

(2) 消費者教育の担い手の育成・連携

- ①小・中学校等における担い手
- ②地域における担い手

(3) 関連する他の消費者施策との連携